別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～26　略］

27　航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用するもの　５kHz

［28～57　略］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
G１D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。）及び航空機用救命無線機（406.05MHzの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機を除く。）
	［略］	［略］
G７W	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備

別表第一号（第５条関係）

［同左］

［表同左］

［注１～26　同左］

27　［同左］

［(1)　同左］

(2)　Ｇ１Ｂ電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

［28～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
G１D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。）
	［同左］	［同左］
G７W	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備